

案件概要書

2016 年 6 月 28 日

1. 基本情報

- (1) 国名：ベトナム社会主義共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：ベトナム社会主義共和国内全域
- (3) 案件名：人材育成奨学計画（The Project for Human Resource Development Scholarship）
- (4) 事業の要約：ベトナム社会主義共和国の若手行政官等を対象とする留学生が、本邦大学院において、同国における優先開発課題分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における中核人材育成セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ベトナム社会主義共和国においては、各開発課題を取り扱う政府機関・関連省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本事業が取り組む中核となる行政官等の育成が期待されている。

- (2) 中核人材育成分野に対する我が国の協力方針等と本事業の位置付け

2012 年 12 月に策定された「対ベトナム社会主義共和国国別援助方針」では①成長と競争力強化、②脆弱性への対応、③ガバナンス強化を重点分野として掲げており、本事業の設定する援助重点分野及び開発課題に合致している。

- ①成長と競争力強化：「市場経済システムの強化」、「産業競争力の強化・人材育成」、「経済インフラ整備・アクセスサービス向上」が含まれる。
- ②脆弱性への対応：「気候変動・災害・環境破壊等の脅威への対応」、「社会・生活面の向上と貧困削減・格差是正」が含まれる。
- ③ガバナンス強化：「司法・行政機能強化」が含まれる。

- (3) 他の援助機関の対応

同国において類似事業を実施するドナーとしては、主にオーストラリア、米国、韓国、ベルギーの奨学金事業が挙げられる。

- (4) 本事業を実施する意義

本事業は、対ベトナム社会主義共和国国別援助方針及び JICA 国別分析ペーパーの重点分野・課題に合致している。また、同国における中核人材の育成は継続的課題である。同国にとって我が国は最大の投資国かつ ODA 供与国であり、我が国にとっても同国は二国間関係及びアジア地域・国際場裡における協力促進上、重要なパートナーである。2015 年 9 月、両国首脳により「日越共同ビジョン声明」が採択され、両国の関係は「アジアにおける平和と繁栄のための広範な戦略的パートナーシップ」へと深化している。同国の持続的開発を担う次世代リーダーを育成する本事業は 2001

年からの継続的な協力実績も含め、人的ネットワーク構築・拡大により二国間パートナーシップの基盤事業であり、外交的観点からも本事業実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的

本事業は、ベトナム社会主義共和国の指導層となることが期待される若手行政官等を対象に、本邦大学院における学位取得（修士・博士）を支援することにより、優先開発課題の分野での知識の習得を図り、もって同国の開発課題の解決に寄与すると共に、人的ネットワーク構築を通じた二国間関係の強化に寄与するもの。

② 事業内容

ア) 実施内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に、各期に最大 33 名（修士課程 30 名、博士課程 3 名）の留学生が、本邦大学院において同国の優先開発課題の分野での知識の習得のために留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、4 期分の計画を事前に策定し、戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

- ・留学生の滞日に関し、来日準備、留学中のモニタリング、帰国準備等を行う。
- ・翌年度来日留学生の募集選考支援を行う。
- ・留学生への奨学金支給、大学への授業料等支払を行う。

ウ) 調達方法

協力準備調査の実施者を公示で選定し、原則として当該調査の実施者を本事業の実施代理機関として JICA が推薦する予定。

③ 他の JICA 事業との関係

特になし。

(2) 事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制

教育訓練省（Ministry of Education and Training）

② 他機関との連携・役割分担

特になし。

③ 運営／維持管理体制

本事業の円滑な実施のために、同国において運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、同国政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

(3) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 ☐A ☐B ☒C ☐FI

② カテゴリ分類の根拠：

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）に掲げる鉄道セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。

(4) 横断的事項

特になし。

(5) ジェンダー分類

ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

(6) その他特記事項

特になし。

4. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

前回（2014～2017 年度派遣分）の同国の「人材育成奨学計画」は、4 期を通じて対象分野及び募集対象機関を固定し留学生を受け入れる計画を設定の上、実施した。その結果、年度毎に計画策定していた従前の事業と比べ、開発課題に対して中長期的に整合した計画とすることができた。これを踏まえ、本事業に関しても同様に、4 期一貫した計画とする。そのために協力準備調査を実施し、中核人材育成分野の課題を明確にし、適切な人材を多く選出できるように各対象の選定を図る。

前回までは、当該年度に派遣する留学生の募集選考は前年度に実施していたものの、閣議や E/N 締結自体は当該年度に実施していたため、閣議や E/N 締結の時期により留学生の来日計画に影響を与えるリスクを含んでいた。今回、同リスク解消のため、E/N 締結後に留学生の募集選考から留学実施までを一貫して行う方式に変更する。

以 上